

## 令和元年度給与改定（第4回）小委員会交渉

① 日 時 令和元年12月10日（火）17時27分～17時30分

② 場 所 東京区政会館17階交渉室

③ 出席者

（当局）石川総務部長会会長（江東）、吉岡総務部長会副会長（文京）、  
本橋総務部長会幹事（目黒）、鈴木人事企画部長、伊藤調査課長、  
小林勤労課長、小池人事企画部副参事（労務・制度改革担当）

（組合）中條副委員長、安田副委員長、小宮山書記長、西寫賃金対策担当部長、  
牧野教育宣伝担当部長

④ 発言要旨

〈当局〉

それでは、私から申し上げます。

先日の皆さんとのやりとりを踏まえ、熟慮に熟慮を重ねた結果、一時保護所の業務に関する特殊勤務手当の日額については、当該業務に従事する東京都職員が、深夜における5時間以上の交替制勤務をしたときに、1,050円の特殊勤務手当が支給されることを踏まえ、先日申し上げた額に、1箇月に5回の交替制勤務をしたと仮定したときに支給される5,250円を21日で除して得られる250円を加えた1,470円で申合せをしたいと考えておりますので、是非ともご理解をいただきたいと思っております。

〈特区連〉

皆さん方から、前回の小委員会交渉で示された日額の特殊勤務手当額に、東京都職員が、深夜における5時間以上の交替制勤務を、1箇月に5回行くと仮定した額を加味する旨の考え方が示されました。

特区連の態度を申し上げる前に、確認したいことがあります。

この特殊勤務手当は、あくまでも給料の調整額の代替という性格をもつものであることから、支給に係る運用について、全ての区で統一的な対応が図られるものと理解してよろしいか、確認を求めます。

〈当局〉

ただいま、皆さんからの確認の求めがあった事項について、私どもの考え方を申

上げます。

私どもといたしましては、皆さんとの調整に基づく23区の申合せの趣旨を踏まえて、各区による制度の運用が図られていくものと考えております。

〈特区連〉

私どもが確認を求めた事項については、了解いたしました。

今回、皆さん方から示された一時保護所の業務に関する特殊勤務手当の日額については、特区連の要求とは差があると考えていますが、これまでの交渉の到達点であることを踏まえ、これを了解いたします。

〈当局〉

私どもの考えにご理解をいただき、ありがとうございます。

一時保護所に勤務する職員の給与処遇については、本日の結果を踏まえ、今後、各区交渉により、具体的に決定することといたします。